

今富ダム桜サポーター制度設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市や万倉地域内の各種団体が年間を通じて実施する桜などの今富ダム湖畔周辺の環境の維持・管理活動や湖畔を活用したイベント運営（以下「今富ダム活性化事業」という。）に参画するサポーター制度の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 「今富ダム桜サポーター」（以下「サポーター」という。）とは、今富ダム活性化事業を宇部市に登録し、ボランティア活動を行うことにより支援する個人、企業又は団体（万倉地域内の各種団体及びその構成員を除く。）をいう。

(活動内容)

第3条 サポーターの活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 今富ダム湖畔の清掃、除草、樹木の手入れ等の活動に関する事。
- (2) 今富ダム湖畔で開催されるイベント補助等の活動に関する事。
- (3) その他今富ダム湖畔で行うボランティア活動に関する事。

(申請)

第4条 サポーターとして認定を受けようとする者は、あらかじめ、今富ダム桜サポーター登録申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、未成年者の申請については、申請の際に親権者が承諾した証明として、親権者の記名、押印を求めるものとする。

(認定)

第5条 市長は、前条第1項の申請書が提出されたときは、申請書に記載された申請者をサポーターとして認定し、サポーター登録台帳に登録するものとする。

(取消)

第6条 市長は、サポーターが次の各号のいずれかに該当するとき、又はこの要綱の規定若しくはその規定に基づく指示に違反し、若しくは従わないときは、手続きを要することなくサポーターに関する認定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) サポーター制度を目的外で利用したとき。
- (2) その他サポーターとして適切でないと市長が認めるとき。

(市の支援)

第7条 市長は、サポーターの活動に対し、予算の範囲内において次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 活動に必要な用具等の貸与
- (2) 宇部市市民活動補償に関する事。
- (3) その他ボランティア活動に必要な支援

(サポーターの責務)

第8条 サポーターは、登録事項に変更があったときは、速やかに市長に届け出るものとする。

2 サポーターは、自己の責任において活動に参加し、安全に十分配慮しなければならない。

3 サポーターは、活動にあたり公共の利益に反し、又は反するおそれのある行為をしてはならない。

(市の責務)

第9条 市長は、サポーター制度の普及や啓発に関する措置を講じるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、サポーター制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年11月21日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。